

お客様各位

輸出関係についてのお知らせ

■はじめに

お客様がIAI製品を組み込んだ機械装置を輸出される場合、輸出する貨物又は仕向地によっては、事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。その背景としまして、我が国では国際的な平和・安全の維持を確保する目的から、外為法(外国為替及び外国貿易法)に基づき、核兵器をはじめとする大量破壊兵器等の開発・製造、使用、貯蔵に用いられるのを防ぐための規制です。

■輸出規制貨物

対象となる貨物の範囲は、輸出貿易管理令の別表第1の中で、品目ごとに1の項から15の項までに示される「リスト規制」と、品目に関わらず用途による規制で16の項に示される「キャッチオール規制」に定められております。

■IAI製品について

当社製品は輸出貿易管理令の別表第1の1～15の項までに該当するものではございません。一方、2002年4月から導入された「キャッチオール規制」では基本的に輸出されるすべての貨物に対し、輸出者は輸出管理を行うことが義務付けられております。その内容につきましては経済産業省安全保障貿易管理課(TEL03-3501-2800)へご確認願います。

■該非判定書他関係書類が必要な場合

IAIは国際社会の一員として安全保障貿易管理関連法規を遵守し、違法輸出の未然防止に努めております。お客様におかれましては下記項目についてご確認の程お願いいたします。

- ①IAI製品を組み込んだ機械装置(並びにIAIの役務)の使用目的が、軍事目的用途(武器及びその関連部品に関わる設備など)ではありません。
- ②IAI製品は全てキャッチオール規制の対象です。従って仕向け地や最終需要者、用途により法令手続きが必要になる場合があります、それらは輸出主体者の全責任において対応致します。
- ③IAI製品を組み込んだ機械装置(並びにIAIの役務)を第三者に販売する場合、上述①及び②の内容を確認し、第三者及びその関係者が違法な輸出取引に関わる恐れがある場合、必ず取引を中止致します。

以上の内容をお読み頂き同意されましたら、別紙『IAI製品の輸出関連書類提出依頼書』に必要事項をご記入の上、弊社担当営業所宛にお送り下さい。

株式会社 **アイエイアイ**

輸出管理グループ

注: 2枚構成の依頼書になります。こちらも必ずご記入下さい。

		型式	台数	製造番号	代理店注文番号
13	※判定依頼機種 <input type="checkbox"/> 別紙添付 *書き切れない場合は恐れ入りますが別紙を御用意の上ご返送願います。				
14	※必要部数	部			
15	※希望納期	年 月 日			
16	※輸出予定日	年 月 日			
17	その他(備考)				

IAI受注番号	
書類発行	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未
発行文書No.	

